

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
1	入札説明書	1	用語の定義 特別目的会社	特別目的会社を連合構成内に設立する必要がありますが、本施設内に特別目的会社を設立することについてお認めいただきたくお願い致します。	本施設内に特別目的会社の住所をおくことはできません。実施方針のとおり宇城管内（宇土市、宇城市、美里町）に設立するものとします。
2	入札説明書	3	第2章 事業の概要 3. 事業対象施設	処理対象品目として可燃ごみ（事業系）が含まれておりますが、具体的なごみ質・ごみの種類についてご教示願います。	事業系のごみ質はありません。施設における処理対象品目のごみ質は、質問No. 57をご参照ください。
3	入札説明書	4	第2章 事業の概要 4. 施設の立地条件	敷地の中の九電鉄塔について、九電へ直接問い合わせを行っても宜しいでしょうか。	連合を通して、問い合わせを行ってください。
4	入札説明書	5	第3章 業務の範囲 1. 民間事業者が実施する業務の範囲 2) 運営業務 (3)	電力の買電・売電先は運営事業者にて自由に決定することが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	5	第3章 業務の範囲 1. 民間事業者が実施する業務の範囲 2) 運営業務 (3)	発電した電力は指定されている施設や設備への送電先の他、余剰電力は売電する事となっておりますが、所轄電力会社の送電用設備の容量については確保されているとの理解で宜しいでしょうか。	送電用設備の容量については確保できていませんが、送電開始までに確保する計画です。
6	入札説明書	6	第3章 業務の範囲 1. 民間事業者が実施する業務の範囲 2) 運営業務(7)	「付帯施設への給水も行うものとする。」とありますが、水道技術管理者等の配置が必要な場合、連合様にて配置されるとの理解でよろしいでしょうか。	水道技術管理者の配置は不要であると考えています。
7	入札説明書	7	第4章 スケジュール 1. 入札公告から契約までのスケジュール (9) 技術対話の実施 (10) 技術提案書・入札書等の提出	2019年12月実施の技術対話で確認された事項を、技術提案書および入札書に反映するための検討期間が短すぎるため、技術対話の時期を見積り仕様書提出後の9月下旬から10月上旬に実施していただきますようお願いいたします。	実施予定は入札説明書に記載のとおり12月としますが、ご意見を承り、技術提案書・入札書等の提出までに参加者の時間的な余裕が確保できるよう、可能な場合は前倒しするなど、配慮に努めます。
8	入札説明書	7	第4章 スケジュール 1. 入札公告から契約までのスケジュール (10) 技術提案書・入札書等の提出	技術提案書・入札書等の提出日についてはいつ頃の発表となりますでしょうか。技術対話後には修正期間を要すると考えます。ある程度の期間を空けて頂きますようご検討をお願いします。	提出日の発表は技術対話終了後とします。期間については配慮に努めます。
9	入札説明書	10	第5章 入札参加に関する条件等 4) 運営業務を行う企業 (2)	「運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から3年以上特別目的会社に選任で配置」とありますが、「実施方針に関する意見・質問の回答」で記載の通り雇用条件については自由裁量とし、特別目的会社から運営を委託された運営事業者に配置することも可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
10	入札説明書	11	第5章 入札参加に関する条件等 3. 応募に関する留意事項 12) 落札者の失格	「国、熊本県、市町村及びその他公共機関において指名停止を受けたときは、連合は契約を締結せず、これを解除できることとする。」とありますが、本要件は、「本事業に関して」としていただくか、平成31年1月18日付け実施方針(改訂版)10ページ5) 落札者の失格 に記載されている要件に変更していただきたく、よろしくお願ひします。	入札説明書のとおりとします。
11	入札説明書	12	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続 2) 工事場所の確認(現場確認)及び参考資料の閲覧 (4) 閲覧に供する参考資料	技術提案書・入札書等の提出予定日は、「データCDは技術提案書類の提出期限(2020年1月27日)までに返却すること。」とあることから、2020年1月27日との理解でよろしいでしょうか。	正式な提出期限は、入札通知書により通知することとし、データCDの提出期限もこれによることとします。
12	入札説明書	16	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続 10) 見積仕様書の提出 (4) 提出書類	見積仕様書は、技術提案書の作成に向けた検討初期段階の時期に提出となるため、1月に提出する技術提案書の内容と相違が発生することはご了承いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	16	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続 10) 見積仕様書の提出 (4) 提出書類	「見積仕様書(正本1部、副本4部及び電子データとしてCD-ROMにより別途1部提出すること。)*見積仕様書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者記号を記入すること。」とありますが、表紙以外の見積仕様書には正本及び副本も入札参加者記号のみを記入し、正本の表紙のみに代表企業及び入札参加者記号を示し、副本の表紙は入札参加者記号のみを記入したものと考えて宜しいでしょうか。	見積仕様書は綴じて提出することを前提とし、正本・副本とも、表紙のみ入札参加者記号を記入してください。
14	入札説明書	16	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続 10) 見積仕様書の提出 (4) 提出書類	見積仕様書として提出する各書類に、フォーマットやフォント等の指定はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続 12) 技術提案書等及び入札書の提出	提出書類(入札書含む)に記載する日付は、書類の提出日(発送日)でしょうか。または、入札日(開札日)を記載するのでしょうか。ご教示願ひします。	書類の提出日を記載してください。
16	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続 12) 技術提案書等及び入札書の提出	『事業計画書【様式9】Word版の鑑及びExcel版の別添一式』、『設備仕様・設計仕様・図面に関する提案【様式10-1~10-3】』、『特定要求事項に関する提案【様式11-1~11-12】』については、各々別冊として提出するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
17	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続き 12) 技術提案書等及び入札書の提出	技術提案書等及び入札書の提出日は入札通知書に記載するものとなっておりますが、入札通知書はいつ頃にご発行いただける予定でしょうか。	技術対話終了後、入札通知書を発送予定としています。
18	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続き 12) 技術提案書等及び入札書の提出 ①入札書及び工事費内訳書の作成要領	「ウ 入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ封かんし…」とありますが、工事費内訳書とは事業計画書（様式9-2）を指し、入札書とともに封かんするものとの理解で宜しいでしょうか。またその場合、事業計画書【様式9】の提出書類にも、様式9-2を添付するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続き 12) 技術提案書等及び入札書の提出 ①入札書及び工事費内訳書の作成要領	全体事業費及び運営費の内訳である『（事業計画書様式9-1）事業費（建設費及び運営費）』及び『事業計画書（様式9-3）運営費内訳』については、入札書とともに封筒に封かんしないものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続き 12) 技術提案書等及び入札書の提出 ②入札参加者	『入札参加者は、確約書【様式8】を入札書と併せて提出しなければならない。』とありますが、確約書は入札書とともに封かんせず、また他の様式と合わせて綴じずに提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	17	第5章 入札参加に関する条件等 4. 入札に関する手続き 12) 技術提案書等及び入札書の提出 ③入札(改札)の手順	開札は、価格審査を実施する2020年3月に行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	22	別紙1 事業に係るリスク分担（1/2）	リスク項目「住民対応」において、民間事業者が実施する業務に起因しない住民対応（ごみ行政に関する問い合わせ等）は、連合との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	入札説明書	22	別紙1 事業に係るリスク分担（1/2）	リスク項目「不可抗力」について、運営業務委託契約書（案）第53条に受託者に生じた損害及び増加費用について記載がありますが、天災等の不可抗力により発注者の施設・設備等に生じた被害及び増加費用は発注者が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	運営業務委託契約書（案）第53条に記載されているとおり、第52条第4項の協議が整わないときは、一年度につき、当該不可抗力に該当する事由が発生した年度の業務履行に対し発注者が支払うべき業務委託料の100分の1に至るまでは受注者負担となります。これは、施設・整備等に生じた被害及び増加費用も含まれます。
24	入札説明書	22	別紙1 事業に係るリスク分担（1/2）	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスクについて、民間事業者側となっておりますが、民間事業者が要求水準を遵守している上での本リスクは発注者負担とし、民間事業者に故意・過失等の帰責事由がある場合に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	「民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク」は、要求水準書に定める業務範囲において生じる住民対応を民間事業者が担当することを指しているものです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
25	入札説明書	22、23	別紙1 事業に係るリスク分担（1/2）（2/2）	事業に係るリスク分担の表の概要の文章において、事由が不明確な部分がありますが、実施方針に関する意見・質問（No. 58）で回答されているように、基本的な考えとして、民間事業者の帰責事由による場合に、負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	23	別紙1 事業に係るリスク分担（2/2）	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク分担については、連合が主たるリスク、民間事業者が従たるリスクと明記されていますが、従たるリスクの具体的内容についてご教示ください。	協議により決定します。
27	入札説明書	23	別紙1 事業に係るリスク分担（2/2）	4. 運営段階 施設破損「事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク」につきまして、民間に責のない場合のリスク負担については協議させていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札説明書	23	別紙1 事業に係るリスク分担（2/2）	リスク項目「ごみ量・ごみ質」における「契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合」について、逸脱したと判断する具体的な数値については運營業務委託契約で定められるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 26をご参照ください。
29	入札説明書	23	別紙1 事業に係るリスク分担（2/2）	リスク項目「施設破損」における「事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク」が民間事業者となっていますが、パッカー車がごみピットへ直投した搬入ごみに起因する火災等、善良なる管理者の注意義務をもってしても排除できない搬入されたごみが原因で発生した施設破損等によるリスクは、受託者では管理できないリスクであるため、発注者のリスクという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	落札者決定基準	4	6. 提案書類及び入札価格の総合審査 2) 審査の方法	入札参加者によるプレゼンテーションを実施すると記載がございますが、入札説明書にあるスケジュールには日程の記載がございません。いつ頃を予定されていますでしょうか。	プレゼンテーション（非価格要素及び価格審査）は3月を予定しております。
31	落札者決定基準	5	6. 提案書類及び入札価格の総合審査 4) 提案書類（特定要求事項）の得点化の基準	委員のうち最高の評価をした者と最低の評価をした者の評価（点数）は含まないとありますが、例えばA評価をされた委員の方が複数名いらっしゃった場合はどのように点数を算出されるのでしょうか。上記のうち1名分のみが評価対象外となるのでしょうか。もしくは複数名すべてが評価対象外となるのでしょうか。	1名分のみが評価対象外となります。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
32	落札者決定基準	7	第3表 特定要求事項 2. ごみを安定的に処理できる施設に関する事項 (1) ごみ処理の安定性 ④運営期間中、リサイクルプラザを安定して稼働させるための方策	評価の視点に「ごみ処理施設において発電ができない場合(全炉停止期間等)において、リサイクルプラザが安定して稼働できるような方策」とありますが、リサイクルプラザの稼働日以外は受変電設備の遮断・点検を実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	落札者決定基準	8	第4表 二酸化炭素排出量の評価方法	二酸化炭素の排出量の計算をするにあたり、リサイクルプラザへの送電分については評価に含むものと考えて宜しいでしょうか。	リサイクルプラザへの送電分は評価に含みます。
34	落札者決定基準	8	第4表 二酸化炭素排出量の評価方法	廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルに基づく廃プラスチック類の焼却に由来する二酸化炭素排出実績値の算出に必要な「ごみ中の廃プラスチック類の組成割合平均値（乾重量基準%）：分析による実測値」についてご教示願います。	2018年度以降に宇城クリーンセンターで実施したごみ質分析項目は別紙資料3のとおりです。
35	要求水準書	I-2	第1節 事業概要 1 一般概要	リサイクルプラザに関する以下の事項について、ご教示ください。 ・稼働日における平均消費電力量（kWh/日） ・稼働日における最大消費電力量（kWh/日） ・供給電圧 ・電気容量（負荷設備容量） ・送電に関する制約（最大kWなど）	リサイクルプラザに関する以下の事項について、別途公表します。なお、送電に関する制約（最大kWなど）については、不明です。 ・稼働日における平均消費電力量（別途資料1） ・稼働日における最大消費電力量（別途資料1） ・供給電圧及び電気容量(負荷設備容量)（別途資料2）
36	要求水準書	I-4	第1節 事業概要 6 本施設の整備に当たっての基本方針 1) (4)防災拠点としての対応	住民の避難場所として活用できる施設とありますが、避難者数の目安や必須事項があればご教示願います。	要求水準書II-113のとおりです。
37	要求水準書	I-4	第1節 事業概要 6 本施設の整備に当たっての基本方針 1) (4)防災拠点としての対応	「防災拠点としての対応」とあります。防災拠点の種類としていくつか分類分けされておりますが、本施設は地域防災拠点、広域防災拠点ではなく、地域住民の自主防災活動や緊急避難地に活用する「コミュニティ防災拠点」としての位置づけであると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	I-4	第1節 事業概要 6 本施設の整備に当たっての基本方針 3)環境にやさしい施設とする	「連合が実施中の「生活環境影響調査」に記載される環境保全のための措置を遵守すること。」とありますので、生活環境影響調査結果報告書をご提供願います。	生活環境影響調査結果報告書は、2019年11月頃に縦覧予定です。
39	要求水準書	I-4	第1節 事業概要 6 本施設の整備に当たっての基本方針 3) (2)公害防止への対応	入札参加者が施設の設計計画を行うにあたり、現在貴連合で実施中の生活環境影響調査の前提条件に、排ガス量上限等設計上の遵守事項及び条件があればご教示願います。	2019年11月頃に縦覧する生活環境影響調査結果報告書で設定した条件を上限とします。



## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
40	要求水準書	I-4	第1節 事業概要 6本施設の整備に当たっての基本方針 3) (2) 公害防止への対応	「連合が実施中の「生活環境影響調査」に記載される環境保全のための措置を遵守すること。」とありますので、生活環境影響調査の内容をご提示願います。まだ取り纏め中でしたら、ご提示時期をご教示願います。	質問No. 38をご参照ください。
41	要求水準書	I-5	第1節 事業概要 7 立地条件 4) (2) 用水	上水道の上水取合点における給水圧力をご教示願います。また、給水圧力の変動は少ないと考えて宜しいでしょうか。	給水圧力は分かりかねます。浦川内配水場の計画高推移はH. W. L+63. 3m、L. W. L+57. 1mから建設予定地に引き込む計画となっており、建設予定地（地上面）の中央がT. P. +37. 95mになっています。
42	要求水準書	I-5	第1節 事業概要 7立地条件 4) (2) 用水	「上水道（生活用水）【口径：60mm】」とありますが、本管サイズが60mmと解釈してよろしいでしょうか。また、計画敷地内に引き込み可能な最大口径をご教示願います。また、本管水圧もご教示願います。	県道松橋インター線に宇城市所有の上水道本管サイズは200mmとなっており、宇城クリーンセンターに引き込むサイズが口径60mmとなります。また、質問No. 41もご参照ください。
43	要求水準書	I-6	第1節 事業概要 7立地条件 4) (3) 燃料	使用する燃料について、非常用発電機の効率を考慮しA重油を使用してもよろしいでしょうか。	要求水準書Ⅱ-89のとおりです。
44	要求水準書	I-6	第1節 事業概要 7 立地条件 4) (5) 排水	生活排水及びプラント排水共に無放流となっていますが、エネルギー回収率の向上を優先した場合には、合併浄化槽で処理を行う生活排水の無放流の条件を緩和することは可能でしょうか。	全て無放流で計画してください。
45	要求水準書	I-6	第1節 事業概要 7 立地条件 4) (9) その他	行政光回線とありますが、工事内容をご教示願います。	事務局と各施設を結ぶ専用回線です。
46	要求水準書	I-6 Ⅱ-129	第1節 事業概要 7立地条件 4) 9) その他 第2編 施設整備に係る事項 第3章 土木建築工事仕様 第5節 建築電気設備工事 8) 行政光回線工事	行政光回線とありますが、光回線を設ける仕様をご教示願います。また、その契約、使用料の費用負担は連合様所掌との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 45をご参照ください。また、連合で使用する光回線は連合の費用負担とします。
47	要求水準書	I-6	第1節 事業概要 7立地条件 4) (5) 雨水	建設用地南側に既存調整池がありますが、建設用地内の雨水は北西角から既存側溝を経由して、既存調整池に排水するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	I-7	第2節 計画主要項目 1 ごみ処理能力 2) 計画ごみ量及び計画ごみ質 (2) 処理対象ごみ量	待車スペース検討のため、ごみ種毎の1日あたりの搬入台数と搬入量をご教示願います。	平成30年度は可燃ごみ102. 7t（112台）、不燃ごみ1. 1t（8台）、粗大ごみ1. 6t（9台）、資源ごみ0. 8t（12台）となります。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
49	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (1) 処理対象ごみの概要	処理対象ごみに脱水汚泥(助燃剤)がありますが、発熱量をご教示願います。	約3,300～3,500KJ/kgです。
50	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	ごみの種類に汚泥再生処理施設脱水汚泥(助燃剤)及びし渣とありますが、搬入頻度、対象物の水分および発熱量など性状等を教示願います。	【脱水汚泥（助燃剤）】 搬出頻度：5回/週 含水率：70%以下 【し渣】 搬出頻度：2回/週 含水率：60%以下
51	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	貴連合が本施設に受け入れを予定している災害ごみの性状(がれきの種類等)をご教示願います。	可燃ごみ（紙・布類、合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、ちゅう芥類、廃プラなど）を想定しています。
52	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	ごみの種類にその他ごみとありますが、具体的なごみの性状等を教示願います。	不法投棄などを想定しています。
53	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	欄外の注意書きに、「その他猪、鹿(1,000mm×100mm程度)」とありますが、1,000mm×1,000mm程度の誤りでしょうか。	全長1,000mm×大きさ100mmと理解してください。
54	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	動物の死骸が処理対象物となっておりますが、年間何匹程持ち込まれる想定でしょうか。	年間150匹程度を想定しています。
55	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	動物の死骸の搬入量をご教示願います。	質問No. 54をご参照ください。
56	要求水準書	I-7	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (2) 処理対象ごみ量	1年間の動物死骸処理数をご教示願います。	質問No. 54をご参照ください。
57	要求水準書	I-8	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 2) (3) 処理対象ごみ組成	ごみの種類組成割合（紙・布類、合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、ちゅう芥類、不燃物類など）を教えてください。	ごみの種類組成割合を別途公表します。（別途資料3）
58	要求水準書	I-8	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 3) (3) 焼却灰の搬出車両 (4) 飛灰の搬出車両	焼却灰及び飛灰の搬出車両について、2回計量を計画されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	I-8	第2節 計画主項目 1 ごみ処理能力 3) (3) 焼却灰の搬出車両 (4) 飛灰の搬出車両	焼却灰及び飛灰搬出車両の寸法(長さ、幅、高さ)及び車重についてご教示願います。	現時点で車両は決定していませんが、ジェットバック車および10tダンプを想定しています。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
60	要求水準書	I-8	第2節 計画主項目 1ごみ処理能力 3) (3) 焼却灰の搬出車両 (4) 飛灰の搬出車両	搬入出車両に関して主要諸元をご教示願います。主要諸元：①全長②全幅③全高④車輪距離・前⑤車輪距離・後⑥ホイールベース長⑦排出時地上高さ⑧最小回転半径	最大の搬入車両で把握できる諸元は以下のとおりです。 全長：5930mm 全幅：2130mm 全高：2610mm
61	要求水準書	I-9	第2節 計画主項目 5 主要設備方式 (7)給水設備	生活用に使用する上水配管について、指定の取合い点より新たに取引メーターを設け、配管を敷設する考えで宜しいでしょうか。また、施設竣工後に既存の水道メーターが不要になった場合に発生する撤去工事等は、本見積範囲外と考えてよろしいでしょうか。	上水配管はご理解のとおりです。また、現在、上水道を設置していないため、撤去工事費は発生しません。
62	要求水準書	I-10	第2節 計画主項目 7 公害防止基準	「また記載のない事項であっても、法令及び条例で定めている基準値を遵守すること。」とありますが、記載されていない項目で法令及び条例に該当する項目がありましたらご教示願います。	現状ありませんが、今後、事業期間中に法改正などにより新たに追加される項目があった場合は、法令及び条例で定める基準値を遵守してください。
63	要求水準書	I-10～12	第2節 計画主要項目 7 公害防止基準 3)騒音 4)振動 5)悪臭	騒音、振動、悪臭の基準値について、敷地境界で基準値を遵守することとありますが、敷地境界とは添付資料1 現況平面図に記載の敷地境界との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	I-10	第2節 計画主項目 7 公害防止基準 3) 騒音	騒音の基準値を遵守する敷地境界線は添付資料1 図1敷地境界及び建設予定地範囲示されている敷地境界との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	I-10	第2節 計画主項目 7 公害防止基準 3) 騒音	近くに高速道路が通っていますが、現状でも敷地境界線で騒音基準値50dBを満足していると考えて宜しいでしょうか。	西側については、現状基準値を満足していない場合がありますが、高速道路による影響と推察されます。
66	要求水準書	I-11	第2節 計画主項目 7 公害防止基準 4) 振動	振動の基準値を遵守する敷地境界線は添付資料1 図1敷地境界及び建設予定地範囲示されている敷地境界との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	I-12	第2節 計画主項目 7公害防止基準 6)雨水	公害防止基準として雨水のダイオキシン類が設定されていますが、雨水のダイオキシン類濃度上昇の原因は、本施設に限るものではないと思慮しますので、本基準値は除外して戴けないでしょうか。	雨水は敷地外へ放流することになりますので、ごみ処理施設は水質汚濁防止法上の特定施設に該当します。そのため、雨水のダイオキシン類を設定しています。
68	要求水準書	I-12	第1編 総則 第2節 計画主要項目 8 処理残渣	焼却灰および飛灰の引取基準は、ご提示いただいた条件以外はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	I-12	第2節 計画主項目 8処理残渣 2)飛灰	飛灰の公害防止基準について、未処理で搬出するため環告46号の重金属溶出基準値を超過した場合であっても搬出は可能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
70	要求水準書	II-4	第3節 試運転及び運転指導期間 1 試運転 6)	「2023年11月頃から連合が指定するごみを支障のない範囲で受け入れ、搬入ごみ量にあわせて処理すること（正式引渡前の処理）」とありますが、受注者が必要な時期及び必要な量を搬入していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	II-5	第3節 試運転及び指導期間 4 試運転及び運転指導に係る経費	試運転に係る経費について、試運転中のリサイクルプラザ消費分（特に焼却施設発電時）の買電電気料金は、基本料金（按分精算による）、従量料金ともに連合様ご負担と考えてよろしいでしょうか。受注者負担となる場合は、費用算出のため、試運転期間に想定されるリサイクルプラザの運転計画とデマンド、消費電力をご教示願います。	ご理解のとおりです。試運転期間中にリサイクルプラザの電力に関する経費は連合の負担とします。
72	要求水準書	II-5	第3節 試運転及び運転指導期間 4試運転及び運転指導に係る経費 1)連合の負担 (5)	「試運転時に発生する余剰電力の売電収益は連合の収益とする」とありますが、建設工事に試運転が含まれるために余剰電力の売電収益は、受注者とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
73	要求水準書	II-10	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 3 水質 雨水（ダイオキシン類）	現状の数値をご教示願います。	平成29年度の測定実績は0.077pg-TEQ/Lです。
74	要求水準書	II-10	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 4 焼却灰 熱しゃく減量	「4.熱しゃく減量(1) サンプリング場所 焼却灰搬出装置(加湿後) 出口以降…」と記載されておりますが、焼却灰への加湿に伴う水和反応により、熱しゃく減量が見かけ上、増加してしまう事例があります。そこで、焼却灰中の未燃物質を正しく計量し、焼却炉内の燃焼性能を評価するため、サンプリング場所については、加湿前の灰冷却装置の「入口付近」としてもよろしいでしょうか。但し、湿灰についても参考値として測定します。	要求水準書のとおりとします。
75	要求水準書	II-10	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 4 焼却灰 含水率	含水率については搬出荷姿となる灰ピットで採取するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	II-10	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 4 焼却灰 重金属等含有（水銀）	焼却灰の重金属等含有とは水銀含有量を計測するとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	II-11	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 5 飛灰 重金属等含有（水銀）	飛灰の重金属等含有とは水銀含有量を計測するとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	II-11	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 5 飛灰 塩素	塩素濃度は参考値もしくは目標値と考えて宜しいでしょうか。また、順守すべき基準値があれば、根拠をご教示願います。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
79	要求水準書	II-11	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 6 騒音 7 振動	測定場所について、「監視員の指定する場所」とありますが、敷地境界線上の場所という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	II-12	第4節 性能保証 (参考表：引渡性能試験方法) 13 炉室、電気室等室温度	各部屋における上限温度の指定がありましたら、ご教示願います。	特に指定はございません。
81	要求水準書	II-12	第4節 性能保証 (参考表 引渡性能試験方法) 14 蒸気タービン、発電機、非常用発電機	JIS B8041はガスタービンの受渡試験に適用する規格となりますので、非常用発電機の原動機にディーゼル機関を採用した場合は、消防用設備等試験結果報告書の様式に準じた試験方法とし、使用開始前の消防検査合格をもって、性能試験に代えるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	II-25	第1節 各設備共通仕様 1 機器構成 2)	「2炉同時にごみクレーンによるごみ投入が可能な幅にすること」とありますが、ごみクレーンを2台同時に操作可能でなければならぬのでしょうか。	緊急時にはごみクレーンを2基同時に稼働できるように計画してください。
83	要求水準書	II-25	第1節 各設備共通仕様 1 機器構成 2)	「複数炉で構成する場合、焼却炉心間隔は、2炉同時にごみクレーンによるごみ投入が可能な幅にすること。」と記載されておりますが、ごみクレーンの設計は、通常時：交互運転、非常時：手動操作による2基同時運転と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	II-28	第1節 各設備共通仕様 7 ポンプ類 2)	「定置型的水中ポンプは、ステンレス鋼製簡易着脱装置付とし、上部には可動式チェンブロックを設けること。」とありますが、汎用性の高い水中ポンプメーカーの標準である着脱装置の材質にステンレス鋼が存在しない場合、その材質や処置等を実施し遜色ないと判断されれば標準品での提案をさせていただいても宜しいでしょうか。	原則、ステンレス鋼製で計画してください。ただし、清水等腐食性が低い液体の水中ポンプについては、提案でも可とします。
85	要求水準書	II-28	第1節 各設備共通仕様 7 ポンプ類 2)	「定置型的水中ポンプは、ステンレス鋼製簡易着脱装置付とし、上部には可動式チェンブロックを設けること。」とありますが、ポンプ重量が軽く、容易に人力で引き上げることが可能なポンプについては、引き上げチェーンの取付のみとして宜しいでしょうか。	10kg未満の水中ポンプについては、引き上げチェーンのみ可とします。
86	要求水準書	II-29	第2節 受入れ・供給設備 1計量機 2) 数量	計量機の数量が3基とありますが、動線計画の工夫により2基運用でも可能な場合は、2基とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
87	要求水準書	II-29	第2節 受入れ・供給設備 1 計量機 5)設計基準(1)	領収書等計量伝票枚数（納入数）は150台/日平均（II-31頁 3投入扉の項）を参考に計上して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
88	要求水準書	II-29	第2節 受入れ・供給設備 1 計量機 5) 設計基準(7)	II-31頁 3投入扉に平均：150台 最大：680台(収集車と直接搬入車の2017年度実績)とありますが、直接搬入車両、許可業者搬入車両及び委託収集車両の割合をリサイクルプラザとエネルギー回収型廃棄物処理施設毎にご教示願います。	2018年度の搬入車両実績 【ごみ焼却施設】 収集車両 約8,300台 許可車両 約11,800台 その他 約9,100台 【リサイクルプラザ】 収集車両 約1,700台 許可車両 約40台 その他 約5,400台
89	要求水準書	II-29	第2節 受入れ・供給設備 1 計量機 5) 設計基準(7)	「出口側計量機には計量を必要としない車両（委託収集車両）の動線を計画すること」と記載がありますが、委託収集車両用のバイパスを設けると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	II-29	第2節 受入れ・供給設備 1 計量機 5) 設計基準(9)	「計量機前に滞車スペースを計画し、搬入車両が集中した場合でも敷地外まで影響のないようにすること。」とありますが、敷地外とは添付資料1 現況平面図に記載されている敷地境界範囲外と考えて宜しいでしょうか。	滞車スペースは正門までで計画してください。
91	要求水準書	II-30	第2節 受入れ・供給設備 1 計量機 5) 設計基準(10)	「(10)搬入不適物監視のため、計量機ごとに監視カメラ、モニタ、録画装置を設置すること。」とありますが、カメラは入口用の2基に対して設けるとの解釈でよろしいでしょうか。またモニタは画面分割式として共用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	II-30	第2節 受入れ・供給設備 1計量機 5) 設計基準 (11)	「リサイクルプラザ関係の搬入出車の計量も行うこと。」とありますが、リサイクルプラザ関係の搬入出車は2回計量でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	II-30	第2節 受入れ・供給設備 2 プラットホーム 4) 設計基準(13)	「小動物（犬、猫等）の投入口を設けること。」と記載されておりますが、小動物（犬、猫）の投入口はダンピングボックスを兼用しても宜しいでしょうか。なお、ダンピングボックスと兼用不可の場合には投入口サイズの想定をご教示願います。	ダンピングボックスの兼用は不可です。投入口サイズは要求水準書に提示してある小動物の寸法を基に提案してください。
94	要求水準書	II-30	第2節 受入れ・供給設備 2 プラットホーム 4) 設計基準 (7)	車止めと車両の接触事故を防止するため、搬入車両の最低車高をご教示願います。	現在は、高さ20cmの車止めを使用しています。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
95	要求水準書	II-31	第2節 受入れ・供給設備 3 投入扉 3主要項目(2)	投入扉の高さを検討するため、I-8頁に記載されております3) 搬入出車両の(7)脱水汚泥搬入車両6tダンプ車(天蓋付)(8)し渣搬入車両6tダンプ車(9)災害ごみ搬入車両:10tダンプ車の主要諸元(①全長②全幅③全高④車輪距離・前⑤車輪距離・後⑥ホイールベース長⑦排出時地上高さ⑧最小回転半径など)をご教授願います。	<脱水汚泥・し渣搬入6tダンプ車> 全長:5,735mm(ミラー含まず) 全幅:2,370mm(ミラー含まず) 全高:3,000mm 車輪距離・前:1,800mm 車輪距離・後:1,705mm ホイールベース長:3,110mm 排出時地上高さ:5,150mm 最小回転半径:5.7m <10tダンプ車> 標準的な仕様を想定してください。
96	要求水準書	II-31	第2節 受入れ・供給設備 3投入扉	1日の搬入台数は、リサイクルプラザ棟へ搬入する車両も含んだる数量との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 88をご参照ください。
97	要求水準書	II-31	第2節 受入れ・供給設備 3投入扉	リサイクルプラザ棟のみに搬入する車両の台数をご教示願います。	質問No. 88をご参照ください。
98	要求水準書	II-32	第2節 受入れ・供給設備 5ごみピット 4) 付属品	「自動ごみピット火災検知、放水装置(遠隔操作手動:[ ]基)」とありますが、ごみピットの火災を検知した場合には、警報を発報し、放水銃等の起動操作、放水銃の放水操作は、手動によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	II-33	第2節 受入れ・供給設備 5ごみピット 5) 設計基準(10)	「放水装置の水圧は、ごみピットに貯留しているごみ表面だけでなくごみ層の内部まで到達できる圧力を確保すること。」と記載がありますが、消防設備に準拠し消防設備で定められた圧力として宜しいでしょうか。	ごみピットのごみ層内部においても火種がある場合、消火できる圧力で計画してください。
100	要求水準書	II-33	第2節 受入れ・供給設備 6 ごみクレーン 1) 形式	「油圧開閉式フォーク式」と記載されておりますが、「5 ごみピット 5) 設計基準(13)の項には、…汚泥再生処理施設からのし渣及び脱水汚泥(助燃剤)の受入を考慮した形式とすること。」との記載があります。バケット型式は、提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	バケット形式は提案によるものとします。
101	要求水準書	II-34	第2節 受入れ・供給設備 6ごみクレーン 5)設計基準(7)	ごみクレーン本体を使用し、バケットをプラットフォームレベルに降ろせる場合は、バケットメンテナンス用ホイストは省略してもよろしいでしょうか。	バケットメンテナンス用ホイストは、クレーンの補修及び交換機材をホップステージまで吊り上げるために計画しています。補修等を常時プラットフォームで行う場合は、バケットメンテナンス用ホイストは省略も可とします。
102	要求水準書	II-35	第2節 受入れ・供給設備 8 薬液噴霧装置 3)主要項目(1)	「噴霧場所 …ごみピット(防臭剤、防虫剤)」と記載されておりますが、ごみピットへの防臭剤の噴霧は、効果が少ないため防虫剤噴霧のみとしても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
103	要求水準書	II-40	第3節 燃焼設備 4助燃装置 3) 主要項目(1)	地下埋設式で「形式 二重殻構造」とありますが、地盤等の影響を受けないように地下タンク用のタンク室を設ける場合、二重殻構造以外の構造を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
104	要求水準書	II-40	第3節 燃焼設備 4助燃装置 4. 2助燃油移送ポンプ 5) 設計基準(2)	容量は、設計基準に「・・・移送用を兼用すること」とありますので、非常用発電設備の立上げ、立ち下げも行える容量を確保するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	II-44	第4節 燃焼ガス冷却設備 3ボイラ給水ポンプ 2) 数量 (その他同様ケースも含め)	2基/炉とありますが、2炉で計画した場合、ボイラ給水ポンプは2基+予備1基としてもよろしいでしょうか。	2炉で計画する場合は、ボイラ給水ポンプは2基+1基でも可とします。1炉の場合は2基とします。
106	要求水準書	II-45	第4節 燃焼ガス冷却設備 6 ボイラ用薬液注入装置 6.1 清缶剤注入装置 2) 主要項目(1)	「注入量制御は、遠隔手動、現場手動」とありますが、注入量を変更した場合には必ず現場で注入量を測定する必要があり、注入量を変更することもほとんどないため、現場手動のみとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	II-46	第4節 燃焼ガス冷却設備 6 ボイラ用薬液注入装置 6.1 清缶剤注入装置 4) 設計基準(4)	「全自動・密閉化したシステムとすること。」とありますが、全自動にした場合でも原液をタンクに手動投入するため、全自動ではなく手動としても宜しいでしょうか。	原液の補充以外は全自動で計画してください。
108	要求水準書	II-50	第4節 燃焼ガス冷却設備 12 純水タンク 2) 主要項目(1)	「主要材質 SUS304又はFRP」とありますが、SUS304に比べ耐食性に優れたSUS444を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書II-50給水タンクの主要材質は同等以上なら可とします。
109	要求水準書	II-51	第4節 燃焼ガス冷却設備 14 減温塔 14.2 噴射ノズル(3)	「(3) 材質 [ ]℃」とありますが、(5) に材質がありますので、本項の「材質」は「温度」と理解してよろしいでしょうか。また温度に関する記載の場合、何の温度を記載すれば良いか、ご教示願います。	当該項目を削除してください。
110	要求水準書	II-59	第6節 余熱利用設備 2 熱及び温水供給設備	場内給湯に関しては、電気式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書II-59第6節余熱利用設備の2の熱及び温水供給設備の形式は、提案によるものとします。
111	要求水準書	II-59	第6節 余熱利用設備 2.2 予備ボイラ	この装置は2.1温水設備のバックアップという理解で宜しいでしょうか。またその目的を達成できれば形式や使用燃料を別の方式として提案させて頂いても宜しいでしょうか。	予備ボイラの考え方は、ご理解のとおりです。形式及び使用燃料は要求水準書のとおりとします。
112	要求水準書	II-64	第7節 通風設備 7 煙突	「外筒鉄骨+ALC版」とありますが、外筒材質については耐震性や意匠性などを考慮し、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。



## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
113	要求水準書	II-65	第7節 通風設備 7煙突 5) 設計基準 (3)	「階段は頂部まで設けることし・・・」とありますが、階段は頂部より3m程度までとし、屋根部分にはタラップで上がる計画として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書	II-69	第8節 灰出し設備 5.2灰汚水沈殿槽 5) 設計基準 (1)	沈殿物を灰クレーンで搬出したものは含水率が高く、そのまま焼却灰搬出車両に載荷することは、焼却灰含水率25%以下の遵守が困難と想定されます。また、実際の運用では、1回/年程度の頻度であり、ポンプ等により清掃を行うことが効率的であることから、清掃及び処理方法は入札参加者の提案でよろしいでしょうか。	灰汚水沈殿槽からの搬出物については含水率25%以下対象外とします。また、清掃頻度及び処理方法は提案とします。
115	要求水準書	II-73	第9節 給水設備	洗車場およびリサイクルプラザ棟への供給水量は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	1日あたり15台の洗車台数を想定してください。また、リサイクルプラザ棟については、質問No. 168をご参照ください。
116	要求水準書	II-73	第9節 給水設備 1 所要水量 1) プラント用水	「井水供給設備は井戸ポンプ及び配管を含めて、一式更新すること。」ありますが、添付資料1 図2-1に記載のリサイクルプラザの井戸と考えてよろしいでしょうか。その場合、既設井戸ポンプの仕様（口径、水量、揚程等）および制御方式、配管の更新範囲をご教示願います。併せて、井水の取水可能量もご教示願います。	更新についてはご理解のとおりです。既設井戸ポンプの銘板は以下のとおりです。井水の取水量に制限はありません。 
117	要求水準書	II-74	第9節 給水設備 2 水槽類仕様	プラント用水の供給方式について、通常時はプラント用水受水槽から加圧給水ユニットで各所に供給し、停電時は非常用電源にて対応可能として、プラント用水高置水槽を設置しない方式を提案させて頂いても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	II-74	第9節 給水設備 2 水槽類仕様	「再利用水高置水槽（必要に応じて設置）」とありますが、「プラント用高置水槽」、「機器冷却水高置水槽」も必要に応じて設置という考えでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	II-74	第9節 給水設備 2 水槽類仕様 プラント用水高置水槽	プラント用水の揚水ポンプを非常用発電機負荷に含むことを条件に、高置水槽を設置しないポンプ圧送方式を提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書	II-74	第9節 給水設備 2 水槽類仕様 防火用水槽	防火用水槽はプラント用水受水槽等との兼用を提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、消防署との協議において別途計画することが必要な場合は、消防署の指示に従ってください。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
121	要求水準書	II-75	第9節 給水設備 3ポンプ類仕様	「注)3. 機器冷却水ポンプは冷却水出口配管にフローチェッカー（バイパス付き）を設け、主要な機器（誘引通風機等）には断水警報を設置すると共に、中央操作室に発報すること。」とありますが、警報を発報するのは冷却水出口配管のフローチェッカー1箇所からの信号でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書	II-75	第9節 給水設備 4 機器冷却水冷却塔 1) 型式	「1)形式 機器冷却槽高置水槽一体型」とありますが、その水槽とは冷却塔に標準で設置されている下部水槽を指しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	II-77	第10節 排水処理設備	洗車場およびリサイクルプラザ棟からの排水量は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	質問No. 115をご参照ください。
124	要求水準書	II-79	第10節 排水処理設備 3 排水処理装置	1) 槽類、2) ポンプ・ブロワ類、3) 薬液貯槽、希釈水槽、4) 薬品ポンプ類の各表は参考として、排水処理装置のフローは事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	II-80, 81	第10節 排水処理設備 3 排水処理装置 .3)、4)薬液貯槽、希釈水槽 薬液ポンプ類	「塩酸貯留槽」、「塩酸移送ポンプ」とありますが、硫酸を使用してもよろしいでしょうか。	排水処理及び設備機器に支障がなければ硫酸使用も可とします。
126	要求水準書	II-82	第11節 電気設備 1 基本事項 15)	「本施設で一括受電し、管理棟、計量棟、リサイクルプラザ等へ供給する・・・」とありますが、ここでの管理棟とは新設する管理棟との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書	II-82	第11節 電気設備 1 基本事項 15)	「本施設で一括受電し、管理棟、計量棟、リサイクルプラザ等へ供給する・・・」とありますが、既設リサイクルプラザへの送電電圧及び電気容量をご教示願います。	No.35を参照ください。
128	要求水準書	II-82	第11節 電気設備 1 基本事項 15)	「本施設で一括受電し、管理棟、計量棟、リサイクルプラザ等へ供給する・・・」とありますが、既設リサイクルプラザへの送電に際し、流用可能な既設管路は流用しても宜しいでしょうか。	事前調査を行い、耐久性に問題がないのであれば既設の流用は可能です。
129	要求水準書	II-82	第11節 電気設備 1 基本事項 15)	「本施設で一括受電し、管理棟、計量棟、リサイクルプラザ等へ供給する・・・」とありますが、既設リサイクルプラザへの送電計画を行うに当たり、既設ごみ焼却施設の受変電設備の単線結線図をご提示頂けないでしょうか。	既設ごみ焼却施設の受変電設備の単線結線図を別途公表します。（別途資料4）
130	要求水準書	II-82	第11節 電気設備 1基本事項16)	「16) 売電に係る手続きは建設請負事業者で行い、必要となる設備を設けること。」とありますので、売電できるか確認するため、現段階から事業者にて電力会社に接続検討を申し入れさせていただいてよろしいでしょうか。	接続検討については連合において行います。
131	要求水準書	II-82	第11節 電気設備 1基本事項 17)	「電力会社工事負担金は連合において負担するものとする。」とありますが、特高設備を計画した場合においても貴連合負担となるのでしょうか。	高圧受電で計画してください。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
132	要求水準書	II-83	第11節 電気設備 2 電気方式 4) 配電方式及び電圧	電圧表記に400V、200V、200/100Vとありますが、JISに規定される電圧440V、210V、210/105Vと読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	II-84	第11節 電気設備 4 電力監視設備 4.1 電力監視盤	電力監視は高圧受電盤、高圧配電盤に各々監視計器、保護装置を設置共用することにより、電力監視盤を割愛することをご提案させて頂いて宜しいでしょうか。なお、中央監視はオペレータコンソールにより行います。	電力監視はオペレータコンソールにて電力監視を行い、高圧受電盤、高圧配電盤に各々監視計器、保護装置を設置共用する場合、電力監視盤を省略は可とします。
134	要求水準書	II-86	第11節 電気設備 6.1 動力制御盤	「鋼盤製屋内閉鎖自立形コントロールセンター」とありますが、配電管理、保護、操作については機能的に同等で、省スペースな電磁集合盤を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
135	要求水準書	II-89	第11節 電気設備 8 非常用発電設備	「全停電時に1炉立ち上げが可能な容量で計画すること。」とありますが、1炉立ち上げ後にタービンを起動し、自立運転後に2炉目を立ち上げるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書	II-89	第11節 電気設備 8 非常用発電設備 8.1 非常用発電設備 1) 原動機 (4) 設計基準 ③	「③始動電源として消防法に適合した容量を持つ直流電源装置を設けること。」とありますが、パッケージ型非常発電機は始動用バッテリーを搭載しているタイプが多い為、始動電源をバッテリーとする提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	始動用バッテリーを搭載している非常発電機を採用する場合は、始動用直流電源装置は不要とします。
137	要求水準書	II-90	第11節 電気設備 9無停電電源装置	直流電源装置と交流無停電電源装置は別置型で計画し、交流無停電電源装置の入力電圧を3相200Vとしてもよろしいでしょうか。	機器に合わせて入力電圧は設定してください。
138	要求水準書	II-91	第12節 計装制御設備 1基本事項17)	「Tag情報の変更がなされた場合でも、プラント側データベース構築や帳票用電算機へのデータ送信にソフト改造等を必要としないシステム、又は変更が容易な操作で可能なシステムとすること。」とありますが、メーカーが来場し操作することで変更が可能な程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	II-95	第12節 計装制御設備 3計装機器 3) ITV装置 (2) モニタ設置場所	(2) モニタ設置場所 「表中に電子切替により各々のモニタがすべてのカメラに対応すること」と記載がありますが、この場合の電子切替式とはどのような切替方式を想定されているかご教示願います。カメラをネットワークカメラ（デジタル方式）としパソコン等で映像を切替方式ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
140	要求水準書	II-99	第12節 計装制御設備 7 計装用空気圧縮機	計装用空気圧縮機と雑用空気圧縮機の形式はスクリー式(オイルレス)と同じために、計装用空気圧縮機と雑用空気圧縮機を共通とし、それ以降の空気タンクを含め計装用空気と雑用空気ですべてに別系統とすることで空気圧縮機本体の台数を削減できます。維持管理費用低減に観点からもこのようなご提案をさせて頂いても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
141	要求水準書	II-99 II-100	第12節 計装制御設備 7 計装用空気圧縮機 第13節 雑設備 1 雑用空気圧縮機	計装用空気圧縮機と雑用空気圧縮機は、各供給先への影響がないことを前提に、兼用を提案してもよろしいでしょうか。	質問No. 140をご参照ください。
142	要求水準書	II-99	第12節 計装制御設備 7計装用空気圧縮機 5) 設計基準 (2)	「圧縮機が停止しても、30分間以上計装機器に支障が生じない容量の空気貯槽及び減湿装置を計画すること」とありますが、空気圧縮機を非常用発電機負荷に含むことを条件に、空気槽容量と除湿装置能力は事業者提案としてよろしいでしょうか。	空気圧縮機を非常用発電機負荷に含める場合、空気槽容量と除湿装置能力は事業者提案とします。
143	要求水準書	II-101	第13節 雑設備 5 洗車装置	水収支検討のため、一日あたりの洗車台数をご教示願います。	質問No. 115をご参照ください。
144	要求水準書	II-106	第1節 計画基本事項 1 計画概要 1) 工事範囲	工事範囲について、建設用地内の土壌汚染対策法に関する調査・対策については、別途工事と考えてよろしいでしょうか。なお、対策工事が工事範囲内の場合、工事費が積算可能な資料(調査報告書 等)をご提示願います。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書	II-107	第1節 計画基本事項 1 計画概要 1) 工事範囲	1) 工事範囲には、地下埋設物撤去は工事範囲外とありますが、3) 仮設計画(5) 既存施設の改定・撤去には「既設ごみ焼却施設からリサイクルプラザへの埋設配管（電気配線、給水及び排水配管等）は撤去すること。」とあります。下記以外の埋設物は工事範囲外という理解でよろしいでしょうか。その場合、下記の範囲・数量等が分かる図面をご提示願います。・II-107 (5) 「なお、既存ごみ処理施設～撤去すること」・II-122 (7) 「管を敷設している～仕舞撤去を行うこと」	ご理解のとおりです。なお、範囲はすでに提示しておりますが、数量等がわかる図面はございません。
146	要求水準書	II-107	第1節 計画基本事項 1計画概要 3) 仮設計画(4)	「仮設事務所の設置は不要」とありますが、建設請負事業者及び組合様の他、コンサル様の事務所も不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は使用される人数をご教示願います。	建設請負事業者の現場事務所は計画してください。連合及び施工監理業者の現場事務室は、既設管理棟内に設けます。
147	要求水準書	II-107	第1節 計画基本事項 1 計画概要 3) 仮設計画(4)	「仮設事務所の設置は不要とする。」とありますが、工事に必要な現場事務所以外の連合様、工事監理者様用仮設事務所は不要と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
148	要求水準書	II-107	第1節 計画基本事項 1 計画概要 3) 仮設計画(5)	「なお、既存ごみ処理施設からリサイクルプラザへの埋設配管（電気配線、給水及び排水配管等）は撤去すること。」とあります。既存ごみ処理施設からリサイクルプラザへの埋設配管撤去工事費計上のため、敷設時の施工図面を提示願います。	敷設時の施工図面を別途公表します。（別途資料5）
149	要求水準書	II-109	第2節 建築工事 1 全体計画 1) 一般事項 (8)	「リサイクルプラザ棟との連絡通路は、構内道路を横断する形で計画すること。」とありますが、横断歩道にて計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書	II-110	第2節 建築工事 1 全体計画 2) 工事部門平面計画 添付資料9 建築仕上表	プラットフォームの床仕上げについて、「強化コンクリート仕上」とありますが、コンクリート+表面強化材と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書	II-113	第2節 建築工事 1 全体計画 3) 管理部門平面計画	「喫煙スペースは屋外(屋根及び外壁あり)」とありますが、喫煙スペースは、廊下等から直接喫煙スペースに入るのではなく、一旦外部に出てから入るものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書	II-113	第2節 建築工事 1 全体計画 3) 管理部門平面計画(3)	エレベーターは「ストレッチャーの乗降も考慮すること」とありますが、ストレッチャー利用可能なトランクルーム付きのエレベーターと考えて宜しいでしょうか。	トランクルーム付ではなく、平時よりストレッチャーが利用可能なエレベータとしてください。
153	要求水準書	II-113	第2節 建築工事 1 全体計画 3) 管理部門平面計画(3) ⑩トイレ	「(男子・女子・多目的)(各階)」とありますが、多目的トイレは主要階に、他階は車椅子対応トイレを設けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書	II-114	第2節 建築工事 2 構造計画 2) 基本構造 (4)	「残土は原則としてできる限り場内利用・・・ただし、場外で処分を行う場合は、建設請負事業者の責任において行うこと。」とありますが、現状の地盤は、廃棄物混入や汚染が無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	要求水準書	II-114	第2節 建築工事 2 構造計画 4) 一般構造 4 建築仕様 1) 工場棟	「(建築外部標準仕上げ表参照)・(建築内部標準仕上げ表参照)や工場棟建築内部仕上げ表のとおりとすること。」とありますが、記載の仕上は指定事項ではなく、同等以上での提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書	II-114	第2節 建築工事 2 構造計画 4) 一般構造(1)屋根	「屋根は軽量化に努めるとともに、特にプラットフォーム、ごみピット室の屋根（コンクリート造）は悪臭の漏れない構造とすること。」とありますが、ごみピットやプラットフォームは大スパンであり、上部構造を軽くするためにALC板やガルバリウム鋼板等を使用しても宜しいでしょうか。	添付資料9（建築仕上げ表）に記載されている同等以上の場合、可とします。



## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
157	要求水準書	II-114	第2節 建築工事 4 建築仕様 1) 工場棟 (1)	構造形式について、「鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造」のみの記載ですが、「添付資料9 建築仕上げ表」に記載のとおり鉄骨造も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書	II-115	第2節 建築工事 2構造計画 4) 一般構造④	「防水は[ ] 防水(AI-1)とする」とありますが、断熱やアスファルト防水・シート防水などの仕様は、提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書	II-116 ～ II-118	第2節 建築工事 4 建築仕様	「添付資料9 建築仕上げ表」から、工場棟・管理棟・計量棟の構造は鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書	II-117	第2節 建築工事 4 建築仕様 1) 工場棟 (6)	「③・・・、鉄骨部分はオイルペイント仕上げ」とありますが、SOP仕上げと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書	II-120	第3節 土木工事及び外構工事 2 外構工事 (5) 構内道路及び駐車場	「運営事業者は洗車場横駐車場（16台分）を使用する」とありますが、隣接するバス3台分の駐車場は見学者用として利用される計画でしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書	II-121	第3節 土木工事及び外構工事 2 外構工事 2) 構内照明設備	「場内、構内道路及び隣接グラウンドその他必要な箇所に外灯を・・・設けること」とありますが、場内、構内道路とは添付資料1 図5構内道路施工範囲図に示される範囲と理解してよろしいでしょうか。また、平均路面照度10lxとして計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書	II-122	第3節 土木工事及び外構工事 2外構工事 7) その他(8)	「洗車場は既設を流用するが、本施設建設に伴い必要となる洗車用の給水設備、排水設備、電気設備の更新を行うこと。」とありますが、既設洗車場に隣接している車庫は解体予定と考えて宜しいでしょうか。	解体の予定はありません。
164	要求水準書	II-122	第3節 土木工事及び外構工事 2 外構工事 7) その他(9)	「(9) 隣接グラウンドにジョギングコースを計画すること」とありますが、来場者用の駐車場、フェンス、門扉等は必要でしょうか。	不要です。
165	要求水準書	II-123	第4節 建設機械設備工事 1 空気調和設備工事	外気乾球温度「夏季37.9℃、冬季-8.8℃」とありますが、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準(平成30年度版)」の「表2-10設計用室外条件 地名：熊本」にて計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書	II-124	第4節 建設機械設備工事 3給排水衛生設備工事 1) (1)	床洗浄用として再利用水を使用してもよろしいでしょうか。	再利用水を床洗浄水として使用する場合は、水質を提案しその水質を遵守できる設備を計画してください。
167	要求水準書	III-1	第1節 基本的事項 1) 施設運営計画(6)	リサイクルプラザに必要な給水量(井水、上水、温水)及び排水量、取合点をご教示願います。	別途公表します。（別途資料6） なお、給水量については、質問No.168をご参照ください。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
168	要求水準書	Ⅲ-1	第1節 基本的事項 1) 施設運営計画(6)	リサイクルプラザ棟に必要な給水量（プラント用、生活用）、処理が必要となる排水量をご教示願います。	メーターがないため、具体的な給水量は把握できておりません。 プラント用としては、主として床洗浄、散水用に利用しています。また、生活用としては、主としてトイレ、手洗い等に利用しており、常駐する職員は11名となっています。
169	要求水準書	Ⅲ-1	第1節 基本的事項 1) 施設運営計画(6)	リサイクルプラザ棟からの排水の水質をご教示願います。	分析は実施していません。
170	要求水準書	Ⅲ-1	第1節 基本的事項 1) 施設運営計画(6)	リサイクルプラザ棟との給水、排水について記述されていますが、配管敷設工事は本施設整備工事で行うものと考えて宜しいでしょうか。（整備工事には記述がありません）	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	Ⅲ-3	第5節 運営における遵守事項 5公害防止協定等の遵守	「連合が地元住民と締結する公害防止条件等の協定」とありますが、入札後に地元協定により測定項目・頻度の追加および基準値の変更が発生した場合のリスクは、発注者にあるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書	Ⅲ-4	第6節 対象施設	「フェンス内の植栽・外構を含む」とありますが、建設用地西面及び南面にある法面の植栽管理も本事業に含まれると考えてよろしいでしょうか。	本事業に含まれる植栽管理は、添付資料1の現況平面図に記載されている建設用地のみです。
173	要求水準書	PⅢ-5	第7節 ユーティリティ条件 2電気	「リサイクルプラザへの無償供給は20MkW/年を上限とする」とありますが、運営業務委託契約書(案)第30条第4項に「リサイクルプラザに供給する電力量が200,000キロワットアワーを超えたときは、超過分について…」とあります。リサイクルプラザへの無償供給の上限は、200,000kWh/年が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2電気	電気料金の連合負担は、点検整備による停炉時等で発電していない時の買電時にリサイクル施設に供給した分と施設稼働時（発電時）にリサイクル施設へ供給した電力量が20MkWを上回った分の2種類あるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、無償供給量については、質問No. 173をご参照ください。
175	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2電気	買電時のリサイクルプラザ使用分と20MkWを上回った電力量は、専用の計量器を設置する等、具体的にはどのように測定（計上）するのでしょうか。	積算電力計による計測を考えています。 なお、無償供給量については、質問No. 173をご参照ください。
176	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2 電気1)	「なお、リサイクルプラザの無償供給は20MkW/年を上限とする。」とありますが、20MkWの表記はすべて20MWh/年と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、無償供給量については、質問No. 173をご参照ください。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
177	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2電気	リサイクルプラザの基本料金について、運営事業者負担となっておりますが、リサイクルプラザの契約電力はどの程度で想定すればよろしいでしょうか。もしくは、契約電力決定のために必要となるデータ（昨年度のリサイクルプラザの月毎の使用電力量等）についてご提示願います。	データを別途提示します。（別途資料1）
178	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2 電気	「収入」の項目における「従量料金」は、受託者が電力会社へ支払った従量料金との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2 電気3)	「収入は、基本料金及び従量料金（本施設及びリサイクルプラザ）を差し引いた金額を連合と運営事業者で折半するものとする。」とありますが、売電収入のみを貴連合と運営事業者で折半していただくことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
180	要求水準書	Ⅲ-5	第7節 ユーティリティ条件 2電気3)	「3)収入は、基本料金及び従量料金（本施設及びリサイクルプラザ）を差し引いた金額を連合と運営事業者で折半する」とありますが、「2)電力に係る基本料金及び本施設に係る従量料金は運営事業者が負担し、・・・」とありますので、基本料金及び従量料金を差し引く必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	売電による収入から、新施設とリサイクルプラザに必要な基本料金と買電時に購入した従量料金相当を充当し、残った収入を折半することです。
181	要求水準書	Ⅲ-7	第8節 本運営事業に関する事業条件 1 事業条件	「1)エネルギー回収型廃棄物処理施設運営事業基本契約書」、 「3)エネルギー回収型廃棄物処理施設処理手数料徴収事務委託契約書」の案がございましたらご教示願います。	1)エネルギー回収型廃棄物処理施設運営事業基本契約書（案）は公表しているとおります。また3)エネルギー回収型廃棄物処理施設処理手数料徴収事務委託契約書（案）は現在策定を行っているところです。
182	要求水準書	Ⅲ-11	第1節 運営管理体制の構築 2 必要資格者の確保3)	電気主任技術者（第二種）とありますが、6.6kV高压受電設備です。第三種としていただけないでしょうか。地元雇用の幅を広げることが可能であると考えます。	電気主任技術者（第三種）でも可とします。
183	要求水準書	Ⅲ-11	第1節 運営管理体制の構築 2 必要資格者の確保3)	電気主任技術者（第二種）を必要資格者としておりますが、本施設に見合う資格であれば、これにこだわらないということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書	Ⅲ-11	第1節 運営管理体制の構築 2 必要資格者の確保3)	電気主任技術者（第二種）と記載がありますが、本施設は50,000V未満の電気工作物（出力5,000kW以上の発電所を除く）のため、電気主任技術者（第三種）を配置してもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書	Ⅲ-11	第1節 運営管理体制の構築 2 必要資格者の確保7)、8)	「安全管理者、衛生管理者」とありますが、事業所の人数が50人未満の場合、安全衛生推進者を配置するという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書	Ⅲ-13	第1節 搬入管理業務 4処理手数料徴収	徴収事務委託契約書に定める方法によって、連合に納付することと記載がありますが、納入手数料の負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関が徴収に来ますので、手数料負担はございません。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
187	要求水準書	Ⅲ-14	第1節 搬入管理業務 6搬入管理要領	展開検査の計画回数をご教示願います。	年4回以上で計画してください。なお、展開検査は特別目的会社の業務範囲で計画してください。
188	要求水準書	Ⅲ-16	第2節 運転管理業務 5 搬出管理2)	焼却灰及び飛灰の搬出車両について、本施設の洗車装置を使用するのでしょうか。	洗車装置は使用しませんが、焼却灰及び飛灰の搬出車両については、工場棟内（灰の積み出し場）でタイヤを洗浄します。
189	要求水準書	Ⅲ-16	第2節 運転管理業務 5 搬出管理2)	「本施設から排出される焼却灰及び飛灰を連合が指定する搬出車両へ積込むこと。」とありますが、焼却灰搬出車両の1回あたりの搬出量及び、それぞれの1日あたりの最大搬出回数をご教示願います。	搬出車両は焼却灰は10tダンプ車、飛灰は13m <sup>3</sup> ジェットトラック車を想定しています。搬出回数はそれぞれ1回/日です。
190	要求水準書	Ⅲ-20 Ⅲ-28	第4節 環境管理業務 1 環境保全基準 1) 第8節 その他関連業務 4住民対応	「運営事業者は、地元協定、・・・含めて定めること。」とありますが、本事業に関して遵守すべき地元協定についてご教示願います。	地元協定は、公害防止基準をもとに、今後締結していく予定としています。
191	要求水準書	Ⅲ-21	第4節 環境管理業務 3検査・測定項目・頻度	焼却灰と飛灰のダイオキシン類測定の頻度が空欄となっておりますが、1回/年と考えてよろしいでしょうか。	1回/年以上です。
192	要求水準書	Ⅲ-29	第8節 その他関連業務 6清掃	「清掃の範囲は、本施設に含まれる範囲とする」とありますが、添付資料5 運営業務範囲※青破線内の施設との理解で宜しいでしょうか。	清掃範囲は、添付資料1の建設用地範囲内とします。
193	要求水準書	Ⅲ-29	第8節 その他関連業務 7足湯	「足湯の開放時間は、原則計量受付事務を行う平日の時間帯とする。」とありますが、ごみ処理施設の点検・補修等で施設が稼働していない時および足湯関連設備の点検・補修時、定期的な清掃を行う時間は除くとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書		—	設計仕様書作成のため、要求水準書のWordデータをご提供願います。	入札参加者へ別途提供します。 (環境施設整備課にお問い合わせください。)
195	添付資料	1	現況平面図 図1 敷地境界及び建設予定地範囲図	敷地東側に九電鉄塔があり建設用地の北側には高圧線が通っています。建設用地での建築物の建設不可位置をご教示願います。また、建屋配置上で何等かの制約事項がありましたらご教示願います。	建設用地内であれば支障はありません。また、制約は500KV送電線路の最外線（一番外側の電線）から3mまでは建造物は建設できません。また、クレーンを使用する場合は事前に打合せが必要となります。
196	添付資料	1	現況平面図 図1 敷地境界及び建設予定地範囲図	図1敷地境界及び建設予定地範囲（隣接グラウンドまで含まれた）のCADデータがあればご教示願います。	ありません。
197	添付資料	1	現況平面図 図1 敷地境界及び建設予定範囲図	全体配置図作成のため、現況平面図のCADデータをご提供願います。	CADデータはありません。
198	添付資料	1	現況平面図 図1 敷地境界及び建設予定地範囲図	建設用地北側に高圧線が架空しております。施設配置条件及び工事上の制約がございましたら、ご教示願います。	質問No. 195をご参照ください。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
199	添付資料	1	現況平面図 図1 敷地境界及び建設予定地範囲図	建設用地北側を架空している高圧線の位置・高さ・送電圧等の資料をご提示願います。	現在確認中ですので、判明次第提供します。
200	添付資料	1	現況平面図 図2-1 現況及び計画図（井戸、既設電話線、場内第1柱）	受電に関して、場内第1柱（予定）の位置は、現在の受電点と重複していると推察します。現計画では、既設と新設の2回線受電を行う期間があることを考慮し、新設の受電点を建設用地に近い西側門扉付近または隣接グランド側としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
201	添付資料	1	現況平面図 図2-1 現況及び計画図（井戸、既設電話線、場内第1柱）	既設施設用地内への配電回路に関して、既設ごみ焼却施設用地内については、施設停止後の施設解体、撤去、再利用時の利便を考慮して、用地縁での架空ケーブルによる配電を主とした計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	添付資料	1	現況平面図 図2-2 現況図（上水取り合い地点）	上水取り合い地点は、建設予定地近傍での取り合いに変更いただけないでしょうか。変更できない場合は、敷地内への引き込みルートは事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 敷地内への引き込みルートは事業者提案として問題ございません。
203	添付資料	4	現況平面図 図3 搬入搬出動線図	建設用地に接しているグレー部分以外の道（西門近傍）はごみ収集車以外に見学者車両も通行止めとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	添付資料	4	現況平面図 図3 搬入搬出動線図	リサイクルプラザの進入動線について、焼却施設の動線計画によっては、リサイクルプラザの動線変更は可能でしょうか。例えば、図示と反対周り（時計回り）の動線や従来通りの動線等。（反対周り⇒リサイクルプラザ棟及びリサイクルプラザ工場棟の間から進入し、リサイクルプラザ工場棟内部を通り抜けて退出する）	リサイクルプラザ動線の変更はないものとするが、リサイクルプラザ工場棟入り口進入「プラットホーム南側入口」を遵守すれば、リサイクルプラザ入口までの動線は、提案でも可とする。
205	添付資料	4	現況平面図 図3 搬入搬出動線図	図3 搬入搬出動線図に出入口として利用可能な範囲の記載がありますが、管理棟への入口は搬入搬出動線と分離し、記載されているグレー網掛け部分の範囲外（構内道路内）で設定しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	添付資料	4	現況平面図 図4 工事時利用可能範囲図	建設用地と隣接グラウンド間の法面は、工事時利用可能範囲ではありませんが、仮設階段を設置して作業員の動線として利用させていただくことは可能でしょうか。	仮設階段を設置して問題ありませんが、安全対策を考慮して設置してください。
207	添付資料	6	現況平面図 図6 構内への工事車両搬入搬出道路図	搬入搬出車両動線に関し、図に記載の搬入搬出車両動線以外の道路の利用は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。 特別な理由がある場合は、連合と協議します。
208	添付資料	6	現況平面図 図6 強電配電図	本図によると、リサイクルプラザについて、20本弱の幹線ケーブルの電源切替工事が必要となります。この工事に伴うリサイクルプラザの停止に関して、連続停止可能な最長期間をご教示願います。	連続停止は2週間程度可能です。



## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
209	添付資料	6	現況平面図 図6 強電配電図	実施前の調査等により、リサイクルプラザへの埋設ケーブルの引抜や、埋設回路の再利用が困難なことが判明した場合は、リサイクルプラザ側の既設ケーブルを再利用し、適当な箇所に端子盤を設けて新設ケーブルと接続する配電としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	添付資料	6	現況平面図 図6 強電配電図	既設焼却施設受配電設備の単線結線図をご提示願います。	別途公表します。（別途資料4）
211	添付資料	7	現況平面図 図7 排水計画平面図	建設用地西側道路沿いに排水側溝がありますが、既存側溝は十分な排水能力があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	添付資料		添付資料5 ごみ処理及び事業範囲概要図 【施設整備工事範囲】	敷地内設備（既設外灯等）への電気配線工事が含まれていますが、該当する設備がわかる図面をご提示願います。	別途公表します。（別途資料7）
213	添付資料		添付資料5 ごみ処理及び事業範囲概要図 【施設整備工事範囲】	リサイクルプラザまでの通信配線がありますが、リサイクルプラザとの取り合い点および配管ルート、配線サイズ等をご教示願います。	別途公表します。（別途資料8）
214	添付資料		添付資料5 ごみ処理及び事業範囲概要図 【施設整備工事範囲】	リサイクルプラザからの排水（ポンプ配管）がありますが、添付資料1の図5給水・配水管図の下水ポンプユニット（2台）からの既設配管に接続するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	添付資料		添付資料6 水関係基本フロー	リサイクルプラザに上水、井水を供給するようになっていきます。リサイクルプラザとの取り合い点及び配管サイズ、必要水量をご教示願います。また、「管理部門、計量棟、洗車場及びリサイクルプラザには必要に応じて温水を供給する。」とありますが、リサイクルプラザへの温水供給の可否をご教示願います。なお、必要な場合は、給水同様に取り合い点、配管サイズ等をご教示願います。	リサイクルプラザとの取り合い点及び配管サイズ、必要水量については、別途公表します。（別途資料6） なお、リサイクルプラザへの温水供給は不要です。
216	添付資料		添付資料7 電気設備（配電）基本フロー	「工事期間中」は、同一構内1回線受電の原則に反しますが、施設設備切り替え時の限定期間2回線運用等の説明で電力会社と調整済みとの理解でよろしいでしょうか。また、2回線受電可能な期間は、新設施設の試運転期間中との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	添付資料		添付資料7 電気設備（配電）基本フロー	リサイクルプラザ配電盤までの配線工事を含むとありますが、リサイクルプラザ配電盤の位置および配管ルート、配線サイズ、電気容量等をご教示願います。	別途公表します。（別途資料9）
218	添付資料	53	添付資料7 電気設備（配電）基本フロー	工事期間中のリサイクルプラザへの電力供給はエネルギー回収型廃棄物処理施設（受配電室）経由となっていますが、工事期間中（受電後）に切り替えるという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
219	添付資料	53	添付資料7 電気設備（配電）基本フロー	工事期間中の配電フローにおいて、リサイクルプラザへの配電が新施設からの配電となっておりますが、新施設からリサイクルプラザへの配電切替は本受電後と考えて宜しいでしょうか。	試運転開始時に、新施設からリサイクルプラザへ配電するようにしてください。
220	添付資料	53	添付資料7 電気設備（配電）基本フロー	新施設からリサイクルプラザへの配電切替時期及び配電切替から新施設試運転完了（施設お引渡し）までのリサイクルプラザの電気料金の所掌についてご当局のお考えをご教示願います。試運転完了までのリサイクルプラザ電気料金を事業者負担とする場合、リサイクルプラザの使用電気量、最大需要電力をご教示願います。	試運転期間中に発生するリサイクルプラザにおける電気料金は連合側が負担します。
221	添付資料	54	添付資料8 ごみ質調査実績	ごみ質調査実績【宇城クリーンセンター】の平成25年5月のデータにおいて、灰分が31.3%と灰分が非常に高くなっていますが、データの再確認をお願いします。	再確認しましたが、間違いございません。
222	添付資料	54	添付資料8 ごみ質調査実績	ごみ質調査実績【宇城クリーンセンター】の平成29年及び平成30年のごみ質調査実績のデータをご提供頂けないでしょうか。	質問No. 57をご参照ください。
223	添付資料	56	添付資料9 建築仕上げ表	高圧受電室や電気室には配管ピットの記載がありますが、フリーアクセスフロアを採用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	添付資料		添付資料9 建築仕上げ表	「屋根：アスファルト防水」とありますが、Ⅱ-116 4 建築仕様 1)工場棟では「(3)屋根 [ ]」となっています。屋根仕様については、事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	添付資料		添付資料9 建築仕上げ表 工場棟 プラットホーム	プラットホームの壁仕上げが、「工場棟内部仕上げ表(p.57)」では鉄筋コンクリート打放しのみ記載ですが、「建築外部標準仕上げ(p.55)」ではコンクリート打放しとALC版となっています。外壁仕上げは意匠性などを考慮し事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	添付資料		添付資料9 建築仕上げ表 炉室	炉室の外部標準仕上げについて、外壁材はALC版と押出成型セメント版の記載がありますが、意匠性などを考慮し、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
227	添付資料		添付資料9 建築仕上げ表 管理棟	「外壁：・・・、タイル貼り」とありますが、Ⅱ-117 2)管理棟では「(2)外壁 ・・・、吹き付けタイル」となっています。外壁仕様については、Ⅱ-117 2) (2)を正と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
228	その他	—	現ごみ処理施設及びリサイクルプラザ	現ごみ処理施設及びリサイクルプラザの従事者数と大まかな業務内容（計量担当、プラットホーム担当、ごみ焼却施設班長、運転員など）をご教示ください。	現状は以下のとおりです。 <焼却施設> 計量担当：2名 プラットホーム担当：2名 班長（技術長）：1名 運転員（技術員）：11名 <リサイクルプラザ> 作業員：9名
229	様式集	様式9-1	事業計画書	様式9-1 事業費（建設費及び運営費）は様式9-11-1 事業収支表の営業収益の項目と整合させるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	様式集	様式9-3 様式9-11-1	事業計画書	様式9-3には売電収入を記載するようになっておりますが、様式9-11-1にはその他収入のみで売電収入の欄がありません。I. 営業収益の項目に「売電収入」という項目を加えてもよろしいでしょうか。	様式9-11-1に売電収入の行を設けたものを再度公表します。
231	様式集	様式9-3	事業計画書	様式9-3は費用のシートですが、様式9-11-1ならびに9-1から利益を差し引いたものを記載すると理解でよろしいでしょうか。また、合計額は、建設期間（開業期間）の欄が無いため、開業費も含まない金額となりますでしょうか。	シートへの記載の考え方についてはご理解のとおりです。また、様式9-3に2020～2023年度の列、及びSPC開業費の行を設けたものを再度公表します。
232	様式集	様式9-3	事業計画書	入札金額に影響しますので、ご確認します。様式9-3に記載する売電収入について、運営業務委託契約書では売電収入は折半となっておりますので、折半した額を記載すると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	様式集	様式9-3	表、備考欄	表は2024年度からの記載となっておりますが、備考欄には2023年度の記載もございます。様式の修正版をいただけないでしょうか。	2023年度の表記を削除したものを再度公表します。
234	様式集	様式9-5	事業計画書	様式9-5 SPC開業費については、様式9-1及び様式9-3の項目のうち、どの項目に含めればよろしいでしょうか。	質問No. 231をご参照ください。
235	様式集	様式9-6-2	表、備考欄	表は2024年度からの記載となっておりますが、備考欄には2023年度の記載もございます。様式の修正版をいただけないでしょうか。	質問No. 233をご参照ください。
236	様式集	様式9-9-10	表、備考欄	表は2024年度からの記載となっておりますが、備考欄には2023年度の記載もございます。様式の修正版をいただけないでしょうか。	質問No. 233をご参照ください。
237	様式集	様式9-10	表、備考欄	表は2024年度からの記載となっておりますが、備考欄には2023年度の記載もございます。様式の修正版をいただけないでしょうか。	質問No. 233をご参照ください。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
238	様式集	様式9-10	事業計画書	「<代表的な記載項目>有価物売却益」とありますが、売電収入については収入(売電収入-(基本料金+従量料金))の折半した金額を記入するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	様式集	様式10-1	技術提案書 [設備仕様・設計仕様・図面には関する提案]	表紙以外には正本及び副本ともに、参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者記号を記入するものと考えて宜しいでしょうか。	技術提案書は綴じて提出することとしておりますので、表紙の様式に必要な記入（正本：代表企業名及び入札参加者記号、副本：入札参加者記号のみ）がされていれば、それ以降の様式に入札参加者記号を記入する必要はありません。 様式11-1についても同様です。
240	様式集	様式10-2	1. 施設概要説明書 1) 説明書	「1) 説明書(様式自由(枚数制限なし))、資料サイズ：A4判」とありますが、説明書において図及び表などで表現する場合には資料サイズをA3版としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	様式集	様式11-1	特定要求事項 記載要領	添付資料は、各項目の制限枚数に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	基本協定書 (案)	2	第4条（運営事業者の設立等） (2)	特別目的会社の本店所在地については、本事業の円滑化を図るため、竣工時には本施設内に設けても宜しいでしょうか。またその場合、居室は無償で貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。	質問No. 1をご参照ください。
243	基本協定書 (案)	2	第4条（運営事業者の設立等） (2)	「運営事業者の本店所在地は広域連合管内とすること。」とありますが、新施設完成後、新施設内に登記変更させていただくことをご了解願います。	質問No. 1をご参照ください。
244	基本協定書 (案)	2	第4条（運営事業者の設立等） (4)	「(4) 会社法第326 条第2項に従い監査役 [及び会計監査人] の設置に関する定款の定めを置いていること。」とありますが、会計監査人設置会社としての設立を想定されている場合は、① 今回設立する特別目的会社は規模的に会社法の定める大会社には該当せず、会計監査人の設置は義務付けられていない点、② 特別目的会社を会計監査人設置会社とすることは、事業経費及び事務負担増大の要因となる点、以上の2点を考慮頂き、会計監査人については任意に設置するものとして、会計上の適正性を担保する方策は事業者の提案によるものとして頂けないでしょうか。また上記の場合には、第16条のなお書き以降の「当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を 広域連合に提出するものとする。」についてもあわせて提案によるものとして頂けないでしょうか。	第1文及び第2文について、いずれも原案のとおりとします。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
245	運営業務委託契約書（案）	3	第5条（契約の保証）	『受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、……』とありますが、契約から委託期間開始（約3年10か月）まで委託の実態がないため、履行保証保険契約については締結できない可能性があります。つきましては他自治体の事例同様、委託期間の開始までにいずれかの保証を付すこととして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
246	基本協定書	3	第5条（契約の保証）	運営事業者への出資について、設立時点は会社設立に必要十分な額の資本額とし、運営開始前に資本金を満額とするような段階的な出資計画も可能としていただきますようお願いいたします。	可能とします。
247	基本協定書	14	第15条（運営事業者への支援等）3項 別紙3 保証書 第3条	別紙3 保証書 第3条では「保証債務上限額は、・・・●分の1に相当する額とします。」とありますが、第15条3項にあるとおり、「保証債務上限額は、・・・20分の1に相当する額」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「●分の1」を「20分の1」に訂正します。
248	建設工事請負契約書（案）	1	第1条（総則）2（3）	「業務計画書」とありますが、何を指すのかご教示願います。	要求水準書第2編第1章第10節 3 1）（1）②に定める業務計画書を意味します。
249	建設工事請負契約書（案）	19	第34条（前払）	前払金の金額について、「当該会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額」となりますが、上限金額が設定されていれば、ご教示願います。	上限金額の設定はありません。
250	建設工事請負契約書（案）	6、11	第16条（用役に係る費用負担）第1項第2号 第30条（発電及び温水の供給）第4項	第16条第1項第2号においてリサイクルプラザの使用分にかかる従量料金は発注者負担とありますが、第30条第4項では、200,000キロワットアワーを超過した分を受注者へ支払うとあり、齟齬があるように思います。どちらの条文を正としたらよろしいでしょうか。また、事業計画上では固定費としてリサイクルプラザの消費電力は200,000キロワットアワーを消費するものとして計上したらよろしいでしょうか。	第30条4項をもって正とします。第16条第1項第2号は、リサイクルプラザの使用分の費用負担は第39条第4項によるという内容に訂正します。第二文の質問については、ご理解のとおりです。なお、消費電力は質問No. 173を参照してください。
251	運営業務委託契約書（案）	10	第28条（受入不適物の取扱い）4項	受入不適物の確認作業を実施しても、直接ごみピットに投入された受入不適物や、搬入者により巧妙に隠匿された受入不適物は発見することは困難であり、そのことを受注者が明らかにするというリスクについて、善良なる管理者の注意義務をもってしたとしても回避できない搬入されたごみに起因するため発生した本施設の故障等については、発注者が当該費用を負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。



## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
252	運営業務委託契約書(案)	11	第30条(発電及び温水の供給)第3項	余剰電力収入の半額は発注者とのことですが、事業計画上で見込んだ余剰電力収入がごみ量、熱量、売電単価、バイオマス比率など事業者側に帰責事由が無い場合において減少した場合、減少分を事業に影響がないよう委託料にて調整し、発注者が負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	委託料の調整は行いません。
253	運営業務委託契約書(案)	17	第50条(保険)第2項	「発注者は、・・・全国市有物件災害共済会の保険に加入する。」とありますが、本保険の補填内容に火災保険と同等の補填が含まれている場合、重複契約となることや、事業費の増大につながるという理由から、運営事業者にて火災保険を付保しなくてもよろしいでしょうか。	提案書作成において、受託者側で本施設の火災保険には加入しないという判断をすることは可能です。
254	運営業務委託契約書(案)	18	第53条(不可抗力のよる負担)第1項	「不可抗力による損害が生じた場合において～これを超える額については発注者が負担する。」とありますが、組合様に所有権のある施設設備等の毀損については、組合様の損害とみなし、発注者側にてご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	受注者が修繕を行うべき場合、その修繕に要した費用は合理的な範囲で受託者の増加費用となります。
255	運営業務委託契約書(案)	18	第53条(不可抗力のよる負担)第1項	「受託者」に生じた損害及び増加費用について記載がありますが、天災等の不可抗力により「発注者」の施設・設備等に生じた被害及び増加費用は発注者が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	受注者が修繕を行うべき場合、その修繕に要した費用は合理的な範囲で受託者の増加費用となります。
256	運営業務委託契約書(案)	24	第67条(秘密保持義務)第3項	「発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とありますが、受注者の(4)～(6)の開示先については、受注者のノウハウに関する内容もあり、開示する範囲について、予め発注者と受注者で協議をさせていただきます。	事実上の取扱として事前協議を行うことを妨げるものではありません。
257	運営業務委託契約書(案)	26	別紙1 業務委託料の内訳	リサイクルプラザにおける電力料金は、運営業務委託契約書30条の第1項(4)にある200,000キロワットアワーを固定費③として見込むことでよろしいでしょうか。	質問No. 250をご参照ください。
258	運営業務委託契約書(案)	27	別紙 2 業務委託料の金額	固定費は年度ごとにかかる費用から積算される委託料を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	運営業務委託契約書(案)	30	別紙3 業務委託料の見直し	売電単価について、売却先の年度毎の価格や市況価格に応じて見直し、委託料にて調整していただくことは可能でしょうか。	業務委託料の改定は別紙3に示すとおりです。売電価格による調整は行いません。
260	運営業務委託契約書(案)	30	別紙3 業務委託料の見直し表3-1	見直し対象とするインデックスについて、「10月1日時点で・・・」とありますが、業務委託料の見直し作業は、10月に行うとの理解でよろしいでしょうか。※P29 別紙3 1 (1)には、「9月に行う」とあります。	ご理解のとおりです。別紙3 1 (1)の「9月に行う」を「10月に行う」に訂正します。

## 募集要項（要求水準書等）に係る質問の回答

（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業）

No.	書類名	頁	項目	質問	回答
261	運営業務委託契約書(案)	30	別紙3 業務委託料の見直し表3-1	CB：薬剤費のインデックスについて、「企業向けサービス価格指数/諸サービス/廃棄物処理」となっていますが、インデックスの内容である「事業系ごみ処理手数料（①収集②処分）」及び「産業廃棄物処理手数料」より合理的なインデックスについて受託者より提案し、協議することは可能でしょうか。	技術対話において提案することは可能とします。
262	運営業務委託契約書(案)	46	別紙8 個人情報取扱特記事項第9条	「群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合がある」との記載がありますが、熊本県と読み替えたうえで、罰則が適用される条例等についてご教示願います。	「、これに違反した場合は、群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があること」を削除します。

以上